



2025年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社サンフェステ
(コード番号 5881 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 九里 亨
問合せ先 専務取締役 大西 正浩
T E L 0771-21-1818
U R L <https://www.sunfeste.co.jp/>

TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請、
定款一部変更及び資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2025年6月26日に開催する第30回定時株主総会において上場廃止申請、定款一部変更及び資本金の額の減少（減資）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

TOKYO PRO Marketに上場している当社普通株式に関し、株主総会の特別決議を経た上で上場廃止を申請することになります。

記

I 上場廃止の件

1. 上場廃止申請を行う目的および理由

当社は、2023年3月31日にTOKYO PRO Marketに上場し、知名度の向上、事業の拡大を推し進めることが出来ました。

2024年7月には東大阪市に本社を置く惣菜製造販売事業を運営するミヤコフーズ株式会社を子会社化、また上場から2年間で、業務スーパー4店舗・コメダ珈琲店1店舗の新規出店をし、一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら2025年5月14日に開示いたしました決算短信にもありますように、売上は伸びているものの、人件費・仕入原価・その他の販管費の高騰により、利益面において大変厳しい状況となっております。

今後も更なる事業の発展に尽力していく所存でございますが、このような状況を踏まえ当社としましては、非上場化したうえで上場維持費用の削減を以て迅速な業績回復と経営体制の再編を優先し、一般市場への上場を将来的な目標として足場を固めて参りたいと考えております。

2. 定時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会において上場廃止申請の件を付議する予定です。

(1)	招集通知発送予定日	2025年6月11日(水)
(2)	定時株主総会開催予定日	2025年6月26日(木)
(3)	上場廃止申請書の提出予定日	2025年6月26日(木)
(4)	上場廃止予定日	2025年7月31日(木)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、24営業日後に上場廃止となる予定です。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項および「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条）

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により当社がTOKYO PRO Market上場廃止の手続きを進めることに関しては、担当J-Adviserである宝印刷株式会社からは、上場廃止までの間は担当J-Adviserとしての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

II 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本定時株主総会において、上場廃止申請に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、所定の手続きを経て当社株式は上場廃止となるため、非公開化に向けた定款の一部変更を行うものであります。

本議案による定款一部変更は、第4号議案による上場廃止がなされることを条件として、その上場廃止と同時に効力を生じさせるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 （条文省略）</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載してする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>260,000株</u>とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第7条～第10条 （条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所</p>	<p>第1条～第4条 （現行どおり）</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>官報</u>に掲載してする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>100万株</u>とする。</p> <p>（株式の譲渡制限）</p> <p>第7条 <u>当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第8条～第11条 （現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第38条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2025年6月26日 (予定)
定款変更の効力発生日	2025年7月31日 (予定)

III 資本金の額の減少(減資)の件

1. 資本金の額の減少の目的

今後当社における成長戦略を実現することを目的とする財務戦略の一環として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2025年3月31日現在の資本金の額90,000,000円のうち40,000,000円を減少して、資本金の額を50,000,000円とします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであり、資本金の減少額40,000,000円は、資本準備金に振り替えるものであります。

3. 今後の日程

債権者異議申述公告日	2025年6月20日	(予定)
債権者異議申述最終期日	2025年7月22日	(予定)
効力発生日	2025年7月31日	(予定)

以 上